

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【安曇野市】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建築住宅課 住宅係	0263-71-2245	県の発行する届出受領証を持つ同性パートナー同士での申し込みが可能です。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み、保育施設への送迎		○	こども園幼稚園課 保育幼稚園担当	0263-71-2256	親権者と共にパートナーの氏名も申込者として記載し、子どもの保育施設への入所を申し込むことが可能です。送迎についても、事前に申出があれば、夫婦・家族同様に同性パートナーによる送迎も可能です。
学童保育所への送迎		○	子ども家庭支援課 児童青少年係	0263-71-2078	事前に申出があれば、夫婦・家族同様に同性パートナーによる送迎も可能です。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	申請に必要な書類：障がい者支援課 障がい福祉担当 減免申請：税務課 諸税係	0263-71-2251 0263-71-2484	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が軽自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	高齢者介護課 認定調査係	0263-71-2012	
生活保護制度の申請		○	福祉課 生活支援担当	0263-71-2252	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	子ども家庭支援課 子ども家庭相談担当	0263-71-2265	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等	○		職員課 職員担当	0263-71-2405	